

神奈川県立県民ホール条例施行規則の一部を改正する規則（案）

神奈川県立県民ホール条例施行規則（昭和 49 年神奈川県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「。）」の次に「（神奈川芸術劇場に限る。）」を加える。

第 4 条第 1 項中「指定管理者」を「知事」に改め、「知事の承認を得て」を削り、「14 月」を「利用月の 14 月」に改め、同条第 2 項中「指定管理者」を「知事」に改める。

第 5 条第 3 項中「16 月」を「利用月の 15 月」に改める。

第 6 条第 1 号中「本館の大ホール、小ホール、リハーサル室、会議室若しくはギャラリー又は」を削り、「小スタジオ A 若しくは」を「小スタジオ A 又は」に改め、同条第 2 号中「指定管理者」を「知事（神奈川芸術劇場にあつては、指定管理者。次条において同じ。）」に改める。

第 7 条中「指定管理者」を「知事」に改める。

第 8 条第 2 号中「付属設備」を「許可なく付属設備」に改め、同条 3 号中「はりつけ」を「貼り付け」に改める。

附則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 号及び第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。